

# 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

を算定しましょう！

## 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)

1	初診時	6点
2	再診時等	2点
3	訪問診療時	
イ	同一建物居住者等以外の場合	28点
ロ	イ以外の場合	7点

➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

## 届出は簡単、「3」ステップ！！

STEP1

「届出書」、「賃金改善計画書」を作成  
(届出については、次ページへ)

STEP2

メールで提出 ※紙面での提出も可  
(6月から算定する場合、R6.5.2～R6.6.3  
までに地方厚生局へ提出)

STEP3

評価料の算定 & 賃上げを開始

# 届出時に作成する書類

## ① 届出書（特掲診療料の施設基準）

必要な  
情報

- 医療機関情報（医療機関コード・住所・開設者名など）

## ② 届出書の添付書類（様式95）

必要な  
情報

- 賃金改善の対象職員数

様式95

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(1) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類  
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1) 〕

1 保険医療機関コード 1234567  
保険医療機関名 ●●クリニック

2 届出を行う評価料  
 外来・在宅ベースアップ評価料(1)  
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)

3 外来医療等の実施の有無  
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)  
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数 5.0 人  
※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。  
※ 0より大きい数であればよい。

## ③ 計画書の計算シート（賃金引き上げ計画書作成のための計算シート）

必要な  
情報

- 対象職員の給与総額（直近の1年）
- 初診料等・再診料等・訪問診療料の算定回数（1～3ヶ月程度の過去実績）

給与総額：

基本給、調整手当、役職手当、資格手当、住居手当、家族手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当、賞与、超過勤務手当、夜勤手当、深夜割増手当、休日勤務割増手当、交代勤務手当、呼出手当、その他都度支払われる手当 など

## ④ 計画書（（診療所）賃金改善計画書）

必要な  
情報

- 実施期間など
- 評価料の収入（算定金額）の見込み  
※③の計算シートから自動入力
- 賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）
- 賃金引き上げを行う方法（就業規則、賃金規程などを選択）

別添 (診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード 1234567  
保険医療機関名 ●●クリニック

Ⅰ. 賃金引き上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引き上げの実施方法  
 令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。  
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間  
令和 6 年 8 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月  
※ 令和7年度の賃金改善期間の時期については、令和8年8月を原則とするが、令和6年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とする。

(3) ベースアップ評価料算定期間  
令和 6 年 8 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	400,000 円
外来・在宅ベースアップ評価料(1)等による算定金額の見込み	400,000 円
外来・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定により算定される点数の見込み	4,000 点
外来・在宅ベースアップ評価料(2)等による算定金額の見込み	- 円
外来・在宅ベースアップ評価料(3)等による算定金額の見込み	- 円
外来・在宅ベースアップ評価料(4)等による算定金額の見込み	- 円
外来・在宅ベースアップ評価料(5)等による算定金額の見込み	- 円
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時の記載)	100,000 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時の記載)	0 円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	300,000 円

Ⅱ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	350,000 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	300,000 円
(10) うち(9)以外によるベースアップ等実施分	20,000 円
(11) うち定期昇給相当分	30,000 円
(12) うちその他【(9)-(9)-(10)-(11)】	0 円

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅲ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(13) 対象職員の平均年齢【賃金改善実施期間(2)の開始月終】	5.8 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,250,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,280,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】	30,000 円
(17) うち定期昇給相当分	2,500 円
(18) うちベースアップ等実施分	27,500 円
(19) ベースアップによる賃金増額【(16)÷(14)】	2.4%

Ⅳ. 賃金引き上げを行う方法

(88) 賃金引き上げの方法  
 就業規則の見直し  賃金規程の見直し  
 その他の方法：具体的に( )

(89) 賃金改善に関する規定内容(できる限り具体的に記入すること。)  
賃金規程を見直し、「ベースアップ評価料手当」(専従職員●●円/月、その他職員●●円/月)を新設した。

ベースアップとは：

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
  - 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
  - 毎月支払われる手当の増額・新設
- (例) 賃金表がなくても「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給する方法が可能